

議案第190号

### 大阪市食肉処理場条例の一部を改正する条例案

大阪市食肉処理場条例（昭和59年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「315円」を「324円」に改める。

別表普通と畜の項中「7,350円」を「7,560円」に、「1,638円」を「1,684円」に、「3,276円」を「3,369円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

食肉処理場における使用料及び手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市食肉処理場条例 (抄)

(手数料)

第5条 家畜の診断書、検案書又は健康証明書の交付を請求しようとする者は、1通につき315  
324

円の手数料を納付しなければならない。

円

別表 (第4条関係)

種 別	使 用 料
普通と畜	牛、馬 (生後1年以上) 1頭につき <u>7,350円</u> <u>7,560円</u>
	牛、馬 (生後1年未満) 1頭につき <u>1,638円</u> <u>1,684円</u>
	豚 (枝肉重量100キログラム以上) 1頭につき <u>3,276円</u> <u>3,369円</u>
	豚 (枝肉重量100キログラム未満) 1頭につき <u>1,638円</u> <u>1,684円</u>
	めん羊、山羊 1頭につき <u>1,638円</u> <u>1,684円</u>
省 略	省 略